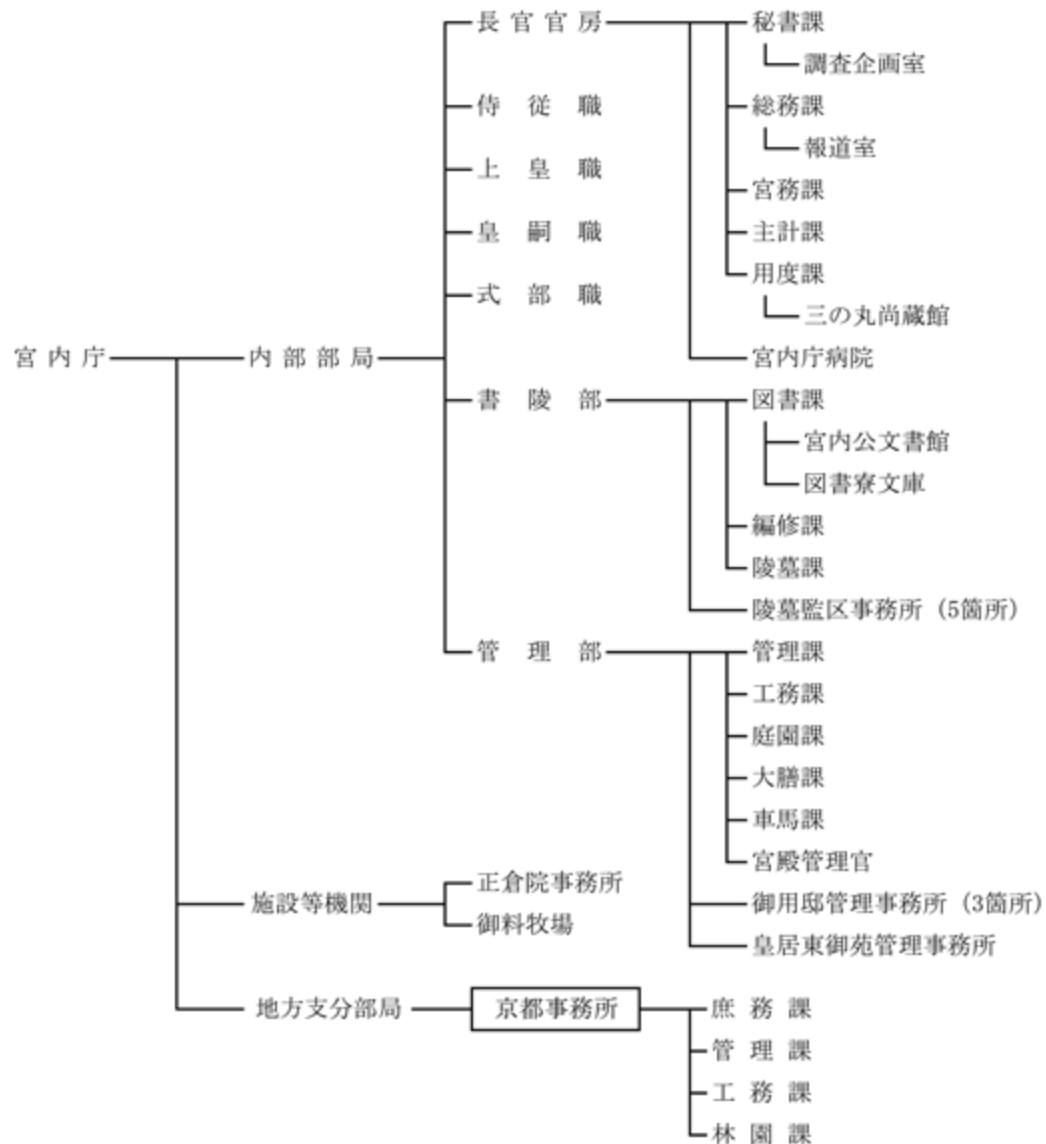


I 宮内庁京都事務所の概要

組織及び所掌

宮内庁京都事務所は、地方支分部局として京都市に置かれ、京都御所・京都大宮御所・京都仙洞御所・桂離宮・修学院離宮、正倉院及び桃山・月輪・畝傍・古市各陵墓監区の陵墓など国有財産の管理等の事務をつかさどる機関である。

○宮内庁組織図（令和元年5月1日現在）



【参考】

宮内庁法（昭和22年4月18日法律第70号）

第一条 内閣府に、内閣総理大臣の管理に属する機関として、宮内庁を置く。

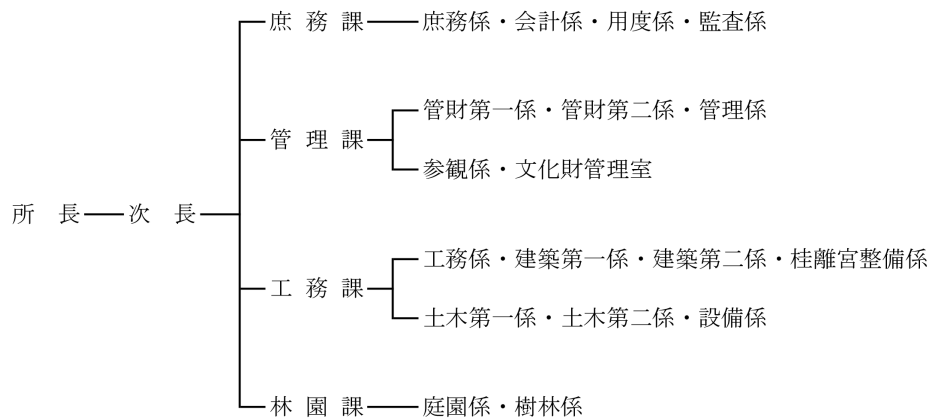
2 宮内庁は、皇室関係の国家事務及び政令で定める天皇の国事に関する行為に係る事務をつかさどり、御璽国璽を保管する。

第十七条 宮内庁に、地方支分部局として京都事務所を置く。

2 京都事務所は、内閣府令の定めるところにより、宮内庁の所掌事務の一部を分掌する。

3 京都事務所の位置及び内部組織は、内閣府令で定める。

○京都事務所組織図



京都事務所は、所長、次長のもとに庶務課・管理課・工務課・林園課の4課が置かれ、それぞれに課長を配置し、その所掌に属した事務を行っている。京都事務所の主要な職掌は以下の3点である。

- 1 京都御所ほか、京都に所在する御所・離宮等（関連する物品も含む）について直接に管理、活用する。
- 2 富山・岐阜・静岡県以西の西日本に所在する宮内庁関係の施設（上記1の他、陵墓・正倉院等。但し、御用邸を除く）につき、管財業務、営繕業務、設備関係・樹林関係等の業務を行う。また会計・契約事務を行う。
- 3 皇室にとって特別に由緒のある関西地区において、皇室御交際の結節点となる。

【参考】

京都事務所の所掌事務を定める内閣府令（昭和55年6月30日総理府令第30号）

（所掌事務）

第一条 京都事務所は、京都御所、京都大宮御所、京都仙洞御所、桂離宮、修学院離宮その他の京都市に所在する宮内庁所管の施設、正倉院及び陵墓（山形県、栃木県、東京都、神奈川県、新潟県及び長野県に所在する陵墓を除く。第二号において同じ。）に関する長官官房及び管理部の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
- 二 物品（正倉院及び陵墓の物品を除く。）の管理に関すること。
- 三 皇室用財産その他の行政財産を管理すること。
- 四 工事の監査に関すること。
- 五 建築、土木その他の工事に関すること。
- 六 水道、電気、ガスその他の設備に関すること。
- 七 庭園及び樹林に関すること。

宮内庁組織規則（昭和55年6月30日総理府令第31号）

第三章 京都事務所

（位置）

第十四条 京都事務所は、京都市に置く。

（所長及び次長）

第十五条 京都事務所に、所長及び次長一人を置く。

2 所長は、所務を掌理する。

3 次長は、所長を助け、所務を整理する。

（分課）

第十六条 京都事務所に、次の四課を置く。

庶務課 管理課 工務課 林園課

2 各課に課長を置く。課長は、命を受けて、課の事務を掌理する。

沿革（概要）

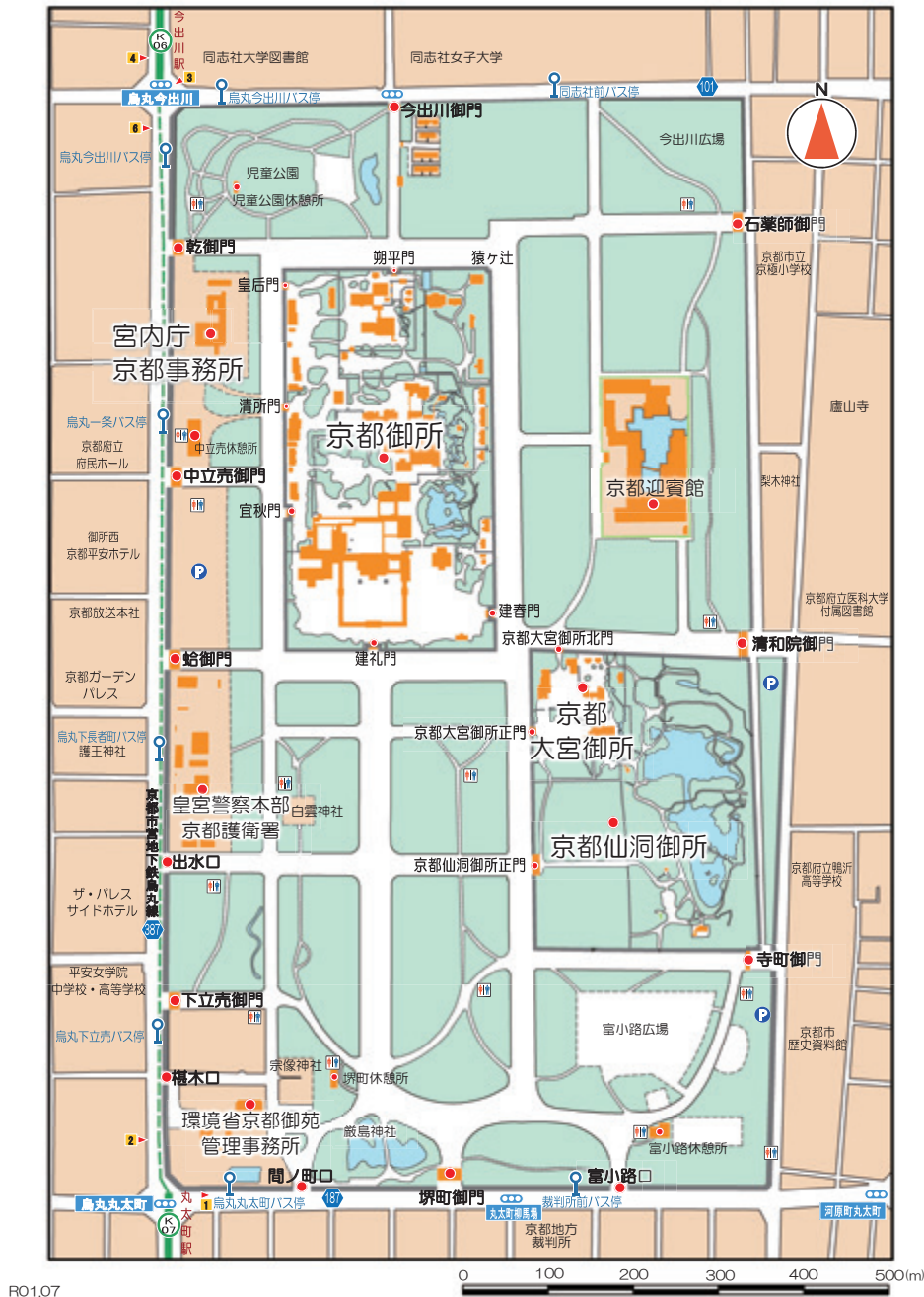
- ・ 明治2年（1869） 2月 京都に留守官を設置（東京遷幸に先立ち、設けた組織）
 - 同年 7月 宮内省を設置
 - 同年 8月 京都に留守宮内省を設置
- ・ 明治3年（1870） 12月 留守官を留守宮内省に併合
- ・ 明治4年（1871） 8月 留守官を廃止
- ・ 明治16年（1883） 9月 京都に宮内省支庁を設置
- ・ 明治19年（1886） 2月 宮内省支庁を廃し、主殿寮出張所を設置
（とのもりょう）
 - 同年 6月 主殿寮出張所に皇宮警察官を配置
- ・ 大正10年（1921） 10月 主殿寮廃止に伴い内匠寮出張所を設置
（たくみりょう）
 - 同月 皇宮警察部出張所を設置
- ・ 昭和11年（1936） 11月 宮内省京都地方事務所を設置
（所長、殿掌、庶務課、工務課、皇宮警察課を設置）
- ・ 昭和15年（1940） 5月 皇宮警察課を警務課に改称
- ・ 昭和22年（1947） 1月 警視庁皇宮警察部の発足により警務課が廃止
 - 同年 5月 宮内府京都地方事務所となる
（所長、庶務課、工務課を設置）
- ・ 昭和24年（1949） 6月 宮内庁京都事務所となる
（所長、庶務課、工務課を設置）
- ・ 昭和31年（1956） 6月 宮内庁京都事務所が地方支分部局と位置づけられる
- ・ 昭和40年（1965） 4月 次長を設置
- ・ 昭和41年（1966） 4月 林園課を設置
- ・ 昭和44年（1969） 4月 管理課を設置
- ・ 平成27年（2015） 4月 管理課に文化財管理室を設置
（現在に至る）

所在地 (位置図)

宮内庁京都事務所の所在地（京都市上京区京都御苑3）

京都事務所は、環境省所管の京都御苑内に所在する。京都御苑内には、そのほか京都御所、京都大宮御所、京都仙洞御所が所在し、また国の他の機関として環境省自然環境局京都御苑管理事務所、内閣府京都迎賓館、皇宮警察本部京都護衛署も所在している。京都御苑は、東西約700m、南北約1,300mの広大な敷地で、いつでも自由に出入りのできる国民公園であり、多くの方が訪れる憩いの場となっている。

京都御苑 略図



施設等の概要

京 都 御 所

延暦13年（794）桓武天皇が遷都された平安京の大内裏の中ほどに天皇のお住まいである内裏（皇居）があった。内裏が火災に遭うと、天皇は貴族の私邸など京中の殿邸を仮皇居とされた。これは里内裏と呼ばれるが、平安時代の後期以降、元の内裏は次第に使用されなくなり、里内裏が日常の皇居とされるようになった。

現在の京都御所の場所は土御門東洞院殿といわれた里内裏の一つで、元弘元年（1331）に光厳天皇がここで即位をされて以降、明治2年（1869）に明治天皇が東京に移られるまでの約500年間、天皇のお住まいとして使用された。この間も幾度となく火災に遭い、その都度再建が行われ、当初は現在の敷地の半分以上であったが、豊臣秀吉や徳川幕府による造営により敷地は次第に拡張された。

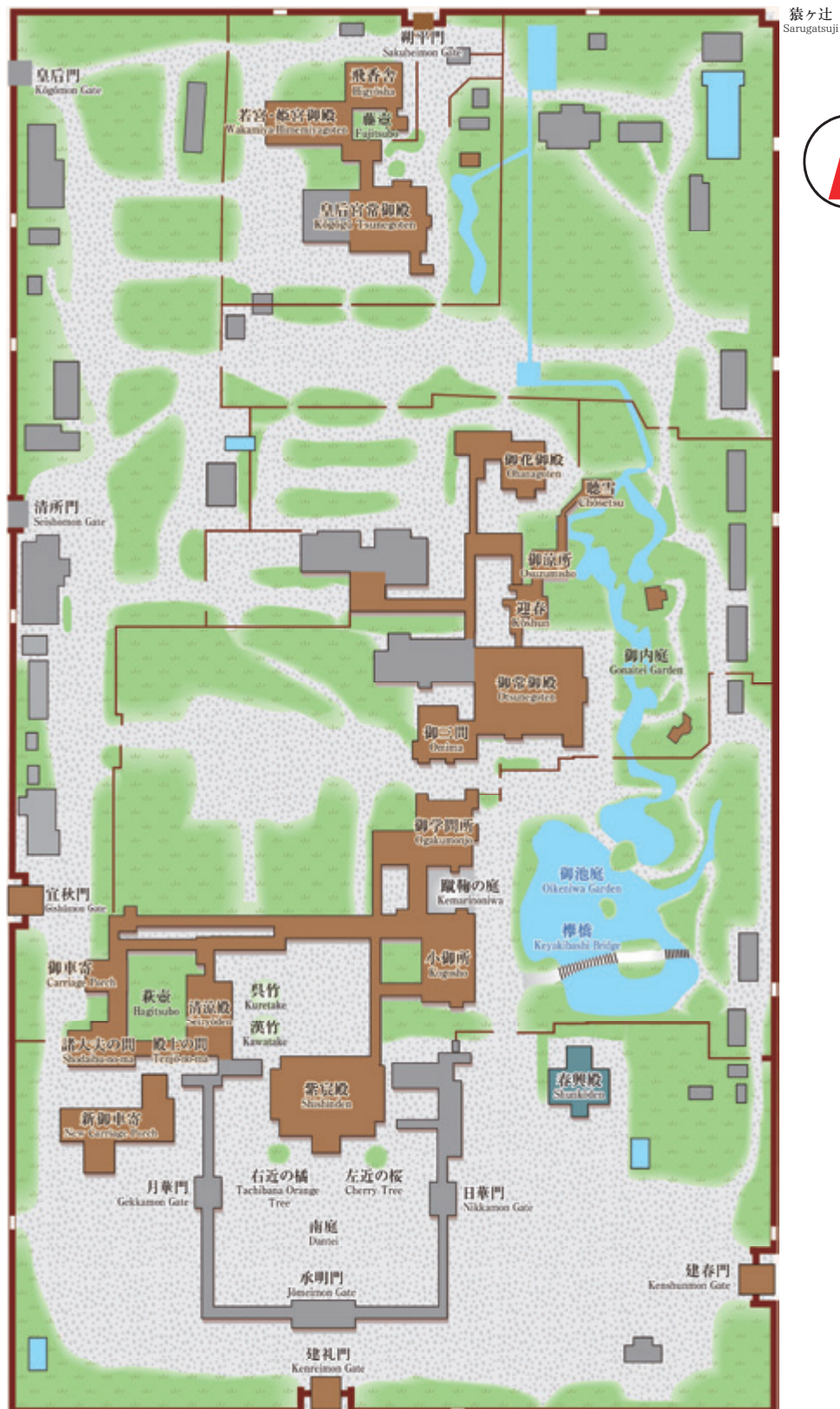
建築様式や全体構成は時代と共に変化していったが、天明8年（1788）の焼失による再建時には、江戸幕府の老中松平定信を総奉行とし、有職故実家の裏松固禪（光世）らの考証により、平安の古制に則った紫宸殿や清涼殿、その他の御殿が寛政2年（1790）に建造された。しかし、この内裏も嘉永7年（1854）に焼失し、翌安政2年（1855）には寛政時の内裏がほぼそのままの形で再建された。これが現在の京都御所である。この御所は、孝明天皇及び明治天皇の日々のご生活や数々の宮中の年中行事に加え、幕末期の王政復古の発令、小御所会議、五箇条の御誓文の発布、明治・大正・昭和の即位の礼が行われた歴史的な舞台となった場所でもある。

現在の京都御所は築地堀に囲まれた南北約450m、東西約250mの方形で、面積は約11万㎡である。敷地内では、古代以来の日本宮殿建築の歴史と文化が見られると同時に、回遊式庭園の御池庭、献上の石や灯籠を配した御内庭など、木々や花など季節の変化も楽しめるものとなっている。



京都御所

京都御所 略図





紫宸殿

京都御所において最も格式の高い正殿であり、即位の礼などの重要な儀式がここで行われた。この建物は安政2年（1855）の造営であるが、伝統的な儀式を行うため平安時代の建築様式で建てられている。慶応4年（1868）の「五箇条の御誓文」発布の舞台ともなり、明治、大正、昭和の三代の天皇の即位の礼はこの建物内で執り行われた。回廊に囲まれた白砂の庭を「南庭」といい、即位の礼の際はこの庭に旗などが並び、殿上には皇族・諸大臣・外国使臣などが参列した。紫宸殿南庭の東側に「左近の桜」、西側に「右近の橘」が配されている。



紫宸殿と南庭の左近の桜・右近の橘

高御座・御帳台



高御座（手前）・御帳台（奥）

紫宸殿内には現在、中央に天皇の御座「高御座」、その脇に皇后の御座「御帳台」が置かれている。これらは、即位の礼などで用いられる調度品である。

現在の高御座と御帳台は、大正4年（1915）に製作され、大正、昭和、平成、令和の即位の礼でご使用になった。平成および今上陛下の即位の礼の際には、東京の皇居宮殿にてご使用になった。

高御座は朱塗りの高欄を巡らした黒漆塗りの台上にあり、天蓋の形は八角形で、8本の円柱で支えている。天蓋には大鳳1羽と小鳳8羽を載せている。御帳台の造りは高御座とほぼ同じだが、大きさは1割程度小さくなっている。

清涼殿

平安時代中期（10世紀頃）から、天皇の日常のお住まいとして定着した御殿であり、政事・祭事などの重要な儀式もここで行われた。天正18年（1590）に、御常御殿にお住まいが移ってからは、主に儀式の際に使用された。この建物は安政2年（1855）の造営であるが、伝統的な儀式が行われるように平安時代の建築様式が用いられた建物となっている。



清涼殿と東庭の漢竹（左）・呉竹（右）

小御所

鎌倉時代以降建てられるようになった御殿で、江戸時代は将軍や大名などの武家との対面や儀式の場として使用された。明治維新の際には、将軍に対する処置を定めた「小御所会議」が行われたことでも有名である。

上段・中段・下段の間の畳敷きの3室のまわりに広い板敷（ひさし）が付き、様々な儀式に対応できる実用的な建物であった。現在の建物は、昭和29年（1954）に焼失したため、同33年（1958）に復元されたものである。



小御所

御池庭

池を中心とした回遊式庭園。右手に「けやきばし」が架かる。前面は洲浜で、その中に舟着への飛石を置いている。



御池庭



御池庭（雪景色）

御学問所

慶長18年（1613）に清涼殿から独立した御殿で、御読書始や和歌の会などが行われた。慶応3年（1867）、この建物で明治天皇が親王・諸臣を引見され、「王政復古の発令」を発せられた。上段・中段・下段の間を含む6室からなる総畳敷の建物である。



御学問所と御池庭



御常御殿と御内庭

御常御殿

清涼殿内に設けられるようになっていた常御所が、天正18年（1590）に建物として独立したものである。天皇のお住まいであるとともに、南側に上段・中段・下段の間を備えて儀式や対面の場としても使われた。内部は、神器を納める剣璽の間や天皇の寝室として使用された御寝の間など15室からなり、総畳敷きになっている。

京都大宮御所・京都仙洞御所

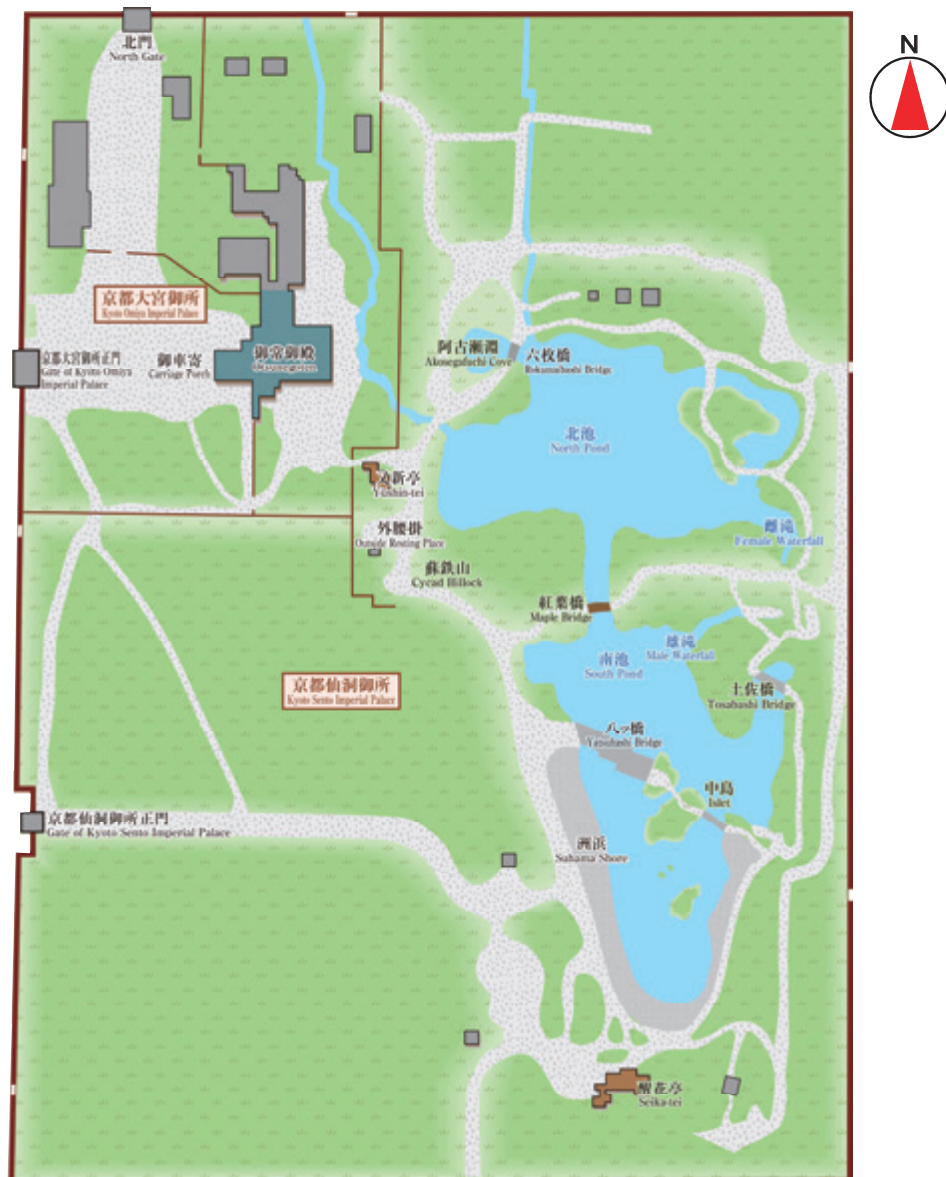
仙洞御所とは、皇位を譲られた天皇（上皇）のための御所で、大宮御所とは皇太后の御所（皇太后が院号を宣下された場合は女院御所ともいわれた）のことである。

この場所に定まったのはどちらも江戸時代初期（寛永7年〈1630〉）で、後水尾上皇とその後（東福門院（江戸幕府2代将軍秀忠の娘）の御所が造られた時からである。もともとは二つの御所として南北に分かれて位置し（南側に仙洞御所、北側に大宮御所）、建物、庭園とも別々であったが、現在では同じ築地塀で囲まれて、庭園も一つにつながっている。

仙洞・大宮御所の建物は何度かの焼失、再建がくり返された。嘉永7年（1854）の火災では主要なものは焼失し、仙洞御所は再建されないまま現在に至っているが、大宮御所は、慶応3年（1867）に英照皇太后（孝明天皇の女御）のため造営され、内部の改装を経て、現在でも天皇皇后両陛下、上皇上皇后両陛下の行幸啓の際の御宿泊所として用いられている。

京都大宮御所・京都仙洞御所の広大な回遊式庭園は、秋の紅葉の季節には特に華やぎを見せる。面積は約9万1千㎡である。

京都大宮御所・京都仙洞御所 略図



きた いけ 北 池

庭園は、二つの池の周囲を巡る回遊式庭園である。北池は大宮御所、南池は仙洞御所の池であったが、18世紀の前半までに堀割で連結された。

大宮御所から潜り門をぬけると、急に視界が開けて北池が展開し、遠く東山連峰^{ひがしやまれんぼう}を借景^{しゃっけい}に広く深い奥行きが感じられる。南西角の階段を下りると舟着である。細長い切石を置いただけの簡素な設えであるが、水面から庭を見渡す優雅な舟遊びを連想させる。

阿古瀬淵^{あこせがふち}と呼ばれる小さな入り江の上には平安の歌人、紀貫之^{きのつらゆき}の館跡を示す石碑がある。阿古瀬淵に架かる石橋は、少し反りをつけた平らな石を三枚ずつ二列に並べたもので、六枚橋という。

ゆるやかな汀線に沿って北岸を東に進むと対岸は紅葉山であり、北池と南池をつなぐ堀割に架かる土橋を紅葉橋という。



北池



紅葉橋

みなみ いけ 南 池

静かなたたずまいの北池に較べると、南池は、三つの島、滝、八ッ橋、石橋、灯籠、石組みなど多様な要素が展開する造りになっている。中でも、ゆるやかで柔らかい印象の洲浜の美しさは他には類を見ないものである。形のそろった楕円形^{きょう}で平たい小石が整然と並べられているが、19世紀初頭の京都所司代小田原藩主大久保候が献上したもので、領地の小田原^{おたわら}から石を集めた者に米一升を与えたと伝承があり、一升石^{いっしょうせき}と呼ばれている。洲浜背後のほぼ南北に真っ直ぐに伸びる苑路は広々として見通しが確保され、明るい印象を受ける。植えられた桜にちなんで桜馬場^{さくらばば}と呼ばれる。



南池と洲浜

八ッ橋を覆う藤棚の藤は、5月初めには花の季節を迎える。対岸の滝は雄滝^{おたき}といい、北池の雌滝^{めだき}に対比される。東岸北側の直線の切石護岸は、南側の石組みの護岸とは対照的で奇抜な印象を与えるが、作事奉行^{さくじぶぎょう}、小堀遠州^{こほりえんしゅう}の作庭当初の意匠が今に遺っている部分である。西側の、今は林になっている場所は、元は仙洞御所の建物があつた所である。大正天皇、昭和天皇の御即位の際には、ここに大嘗宮^{だいじょうきゅう}などが建てられた。



八ッ橋と藤棚

せい か てい 醒 花 亭

醒花亭の名は、唐の詩人、李白^{り はく}の詞「夜来月下臥醒花影…」からとったもので、入側の東鴨居^{かもい}の上に明代^{みんだい}の郭子章^{かく ししょう}の筆による拓本扁額^{たくほんへんがく}が掛けられている。屋根は、柿葺^{こけらぶき}である。

各部屋は煎茶式でいう三店、即ち書院四畳半^{しよてん}を酒店、玄関土間の四畳^{はんでん}を飯店、入側五畳^{ごてん}を茶店に当てることができるとする説もある。書院は四畳半の小間であるが、南側に付書院を付属させ、入側との間には建具を建て込まないことによって、広く見せるよう工夫されている。北側には南池と桜馬場がゆったりと眺められる。



醒花亭



醒花亭内部

桂 離 宮

桂離宮は、江戸時代の初期（^{げん な}元和元年〈1615〉頃）に後陽成天皇の弟である^{ごようぜい}八条宮智仁親王^{はちじょうのみやとしひとしんのう}が別業（別荘）として創建したのが始まりである。智仁親王は、一時豊臣秀吉の^{べつぎょう}猶子であり、親王の中でも豊かな経済基盤を有し、古今伝授を受けるなど文化への造詣も深かった。智仁親王の没後、子の^こ智忠親王^{ちんしゅう}が受け継いで別業の増築に意欲的に取り組み、寛文2年（1662）頃までにはほぼ今日のような姿に整えられた。

桂の地は古くより月の名所で、源氏物語を始め王朝文学にも数多く記されている。桂離宮では智仁・智忠両親王等によって、月見や池に舟を浮かべての舟遊び等、平安時代からの宴が行われるとともに、^{すきや}数寄屋風の御殿や茶屋において茶会等の多様な催しも行われた。これらは、江戸時代初期に京都を中心に起こった広範な文芸復興を体現するものであった。

桂離宮の建物は創建以来火災に遭うこともなく、ほとんど完全に往古の姿を今日に伝えている。昭和51年（1976）から昭和57年（1982）にかけて御殿の、昭和60年（1985）から平成3年（1991）にかけて茶屋等の解体大修理が行われた。

面積は約6万9千㎡である。昭和39年（1964）には景観上重要な隣接農地が、耕作継続による景観保全を目的に買い上げられた。

桂離宮 略図



しょう きん てい 松 琴 亭

最も格式の高い茶屋で、母屋は茅葺入母屋造、茶室は柿葺である。にじり口の奥が茶室で、遠州好みの八つ窓の囲である。一の間は11畳、奥の床と襖は藍と白の石畳模様の斬新な意匠である。床の右に二段の袋棚があり、上は桐の板扉で、下は「山水人物図」、狩野探幽の筆である。南側には、暖房のための石炉が設けられており、上部の天袋には料理を入れ、下からの熱で保温したものと考えられている。竈や炉を表側に設けているのは、草庵の風情をあらわすための手法と考えられている。

松琴の名は、松風を琴の音にたとえた平安時代の和歌に由来する。



松琴亭と天の橋立



茶室



一の間

しょう い けん 笑 意 軒

茅葺寄棟造の母屋に柿葺の庇を付けた農家風の茶屋で、桂離宮の茶屋では、最も大きな建物である。

正面笑意軒の扁額を掲げた吊束の左右に三つずつ円形の下地窓が並ぶ。それぞれ下地の組み合わせを変えるなど凝ったつくりで、「四季の窓」と呼ばれる。中の間・口の間・次の間三部屋は襖で仕切られているが、天井は連続する一体型の天井として、室内を広く見せている。

南面に大きく開く中の間肘掛窓の中敷居下の腰壁は、金箔を菱形に張った両側に、当時としては貴重な臙脂色を含む格子模様のビロードを配した斬新なデザインである。窓の外には水田風景が広がっている。

足元の東西に一直線に伸びる延段は、形のそろった自然石で外枠を囲い、その間に大小の様々な自然石を敷きつめたもので、田舎屋にふさわしい柔らかな、くつろいだ印象を与えている。



笑意軒



中の間の腰壁



延段

げつ ば ろう 月 波 楼

観月のための茶屋で、その名のとおりに池に映る月を觀賞するためのものである。柿葺寄棟屋根にきりづま切妻の口の間が伸びている。

一の間のみ天井が張られ、他はよしずを竹の垂木で支えた舟底形の化粧屋根裏になっている。天井の棟木は一本の曲がった自然木で支えられ、水に浮かぶ舟らしく、いかにも軽そうである。退色して判然としないが、掲げられた絵馬には唐船が描かれている。



月波楼

中の間は池に臨んで見晴らしがよい。対照的に一の間からは池は見えず、紅葉山が見える。海の景、山の景を部屋別に楽しむ趣向である。口の間の前には鎌形手水鉢が据えられている。



化粧屋根裏天井と絵馬



月波楼から松琴亭側眺望



月波楼から松琴亭側眺望（夜景）

しょ いん 書 院

建築順に古書院、中書院、新御殿と雁行形に建てられている。古書院は初代智仁親王の時に、中書院と新御殿は続いて、二代智忠親王の時に建てられたが、新御殿は、特に後水尾上皇をお迎えするため建てられたものである。いずれも柿葺入母屋造の建物である。中書院と新御殿は、高床になっている。古書院には広縁から池に突き出すように竹簀子の月見台が設けられている。東側対岸の築山を低く抑え、池は書院側に深く掘り込まれているが、これは一刻も早く月の出をとらえ、池面に映る月を長く愛でるための工夫である。新御殿の一の間には上段が設けられ棚が付けられている。「天下の三棚」の一つ「桂棚」として名高いもので、当時珍重された外来の銘木が用いられている。



書院 全景



古書院 月見台



新御殿 桂棚

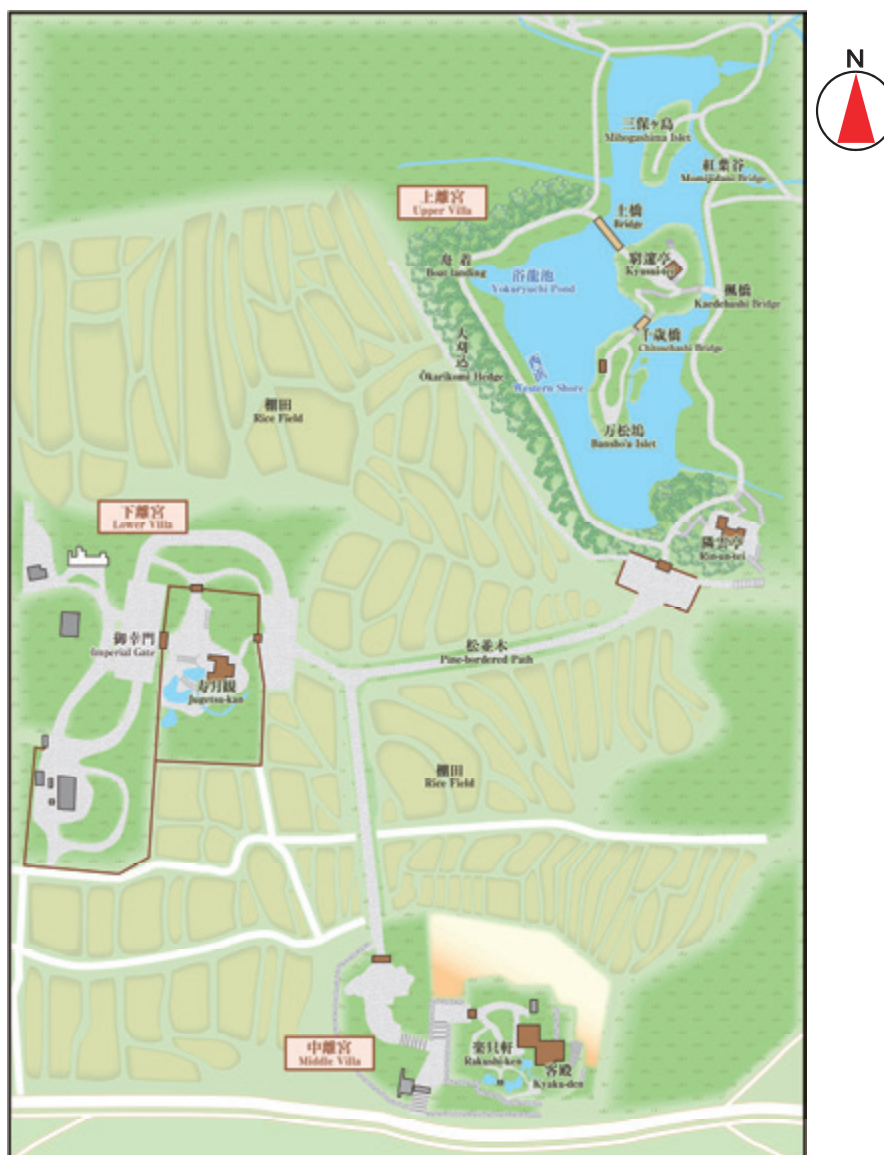
修学院離宮

修学院離宮は、江戸時代初期、後水尾上皇により明暦2年（1656）から万治2年（1659）頃に造営された山荘である。後水尾上皇は、幕府とのあつれきのあった困難な時代を経て、80歳を超す長寿を通じ、和歌・華道を始めとする文化百般や学問・仏道への造詣を深め、当時の京都における文化の中心で長く活動された。修学院離宮は、60代を迎えた上皇が心血を注いで造営にあたられたもので、比叡山の麓、東山連峰の裾野の広大な敷地に平面的な広がりのみならず高低差にも変化をつけた壮大なスケールで庭園が展開する。

当初は上離宮と下離宮から構成されていたが、現在の中離宮は後水尾上皇が生前に、娘の光子内親王の住まいとして離宮に隣接して山荘を造営させたものである。その後、上皇の崩御後に得度した光子内親王によって林丘寺とされたが、その一部が明治18年（1885）宮内省に移管され中離宮として編入されたものである。

面積は約54万5千㎡であり、そのうち8万㎡は景観保全の観点から棚田を買い上げ、附属農地として維持管理している。

修学院離宮 略図



寿月観（下離宮）

後水尾上皇の御座所^{ござしょ}に当てられた数寄屋風^{すきやふう}の建物で、石垣で土留めした高みに建つ。柿葺^{かきふき}で、一の間は寄棟造、二の間、三の間は入母屋造である。現在の建物は、文政7年（1824）に光格上皇により復興されたものである。南面にかかる扁額「寿月観」は、後水尾上皇の宸筆^{しんぴつ}である。前庭は一面に白川砂が敷かれ、二またに分かれて一の間と三の間につながる飛び石が打たれている。

一の間は上段を設けた主座敷^{おもざしき}で、飾り棚と脇床を付した書院形式である。一間半の床と琵琶を置かれた半間の床（琵琶床）がある。その横には違棚があり、飾り棚の天袋には鶴、地袋には岩に蘭の絵が描かれており、江戸後期の画家、原在中^{はらざいちゅう}の筆とされる。

二の間正面の杉戸には筆者不詳であるが、夕顔が描かれている。光格上皇のお好みのもので、仙洞御所から移したと伝えられる。三の間はお供の控えの間で、襖絵は岡本豊彦^{おかもととよひこ}筆の「泊り舟」である。奥の五帖の間は、女院の御座所または茶室としても使われ、床の間の裏側には水屋がある。



寿月観



一の間



琵琶床

客殿（中離宮）

客殿は、後水尾上皇の皇后東福門院の女院御所の奥対面所^{おくたいめんじょ}を天和2年（1682）に、この場所に移したものである。一の間^{どうふくもんいん}の飾り棚は、大小5枚の棚板がいかに霞がたなびいたように見えることから、「霞棚」と呼ばれ、桂離宮の「桂棚」、醍醐三宝院の「醍醐棚」とともに「天下の三棚」の一つに数えられている。

襖や床壁の下には更紗模様、地袋には染物の絵、引き手は羽子板の形、花車を象った釘隠^{くぎかくし}など、女性の住まいらしい華やかさと雅さである。また、随所に見られる飾り金具に配された葵の紋からは、徳川家から嫁いだ東福門院の背後にあった幕府の権勢をうかがうことができる。

杉戸には、祇園祭の山鉾や鯉に鮒の絵が描かれている。鯉に鮒の絵の全面に見られる網は、夜毎に魚が逃げ出して池で泳ぐため、後から円山応挙^{まるやまおうきよ}により描かれたという伝説がある。



客殿 霞棚



釘隠（花車）



杉戸（鯉に鮒）

りん うん てい
隣 雲 亭 (上離宮)

隣雲亭には、正面に一の間、右に二の間があり、左側には洗詩台と呼ばれる板間がある。板間は三方吹き抜けになっており、上皇は滝の音を聞きながら詩歌を想い練られたという。足元の叩きには、京都の賀茂川の黒石と鞍馬山の赤石が、一個のものと二個組、三個組のものとが点々とバランスよく埋め込まれており、「一二三石」と呼ばれている。



隣雲亭



隣雲亭からの眺望



一二三石

きゅう すい てい
窮 邃 亭 (上離宮)

中島の頂上にある方形造で柿葺の茶屋である。後水尾上皇の創始当初から現存している唯一の建物である。「窮邃」の扁額は、後水尾上皇の宸筆である。

部屋は、一間で附属の水屋があり、一隅に上段を設け西側一杯に低く一枚板を渡して御肘寄としている。回りの明障子を開けると取り外しのできる突上戸になっており、池が一望できる。晩秋の夕日が真正面に沈み、紅葉に映えて美しい。



窮邃亭



窮邃亭 内部

参 観 拡 充

京都御所・京都仙洞御所・桂離宮及び修学院離宮の各施設は、皇室の御活動や歴史、また宮廷文化を紹介する場として、天皇皇后両陛下、上皇上皇后両陛下及び皇族殿下の御活動や皇室関連行事に影響を及ぼさない範囲で、従前より京都御所の春秋の一般公開^(註1)及び事前申込手続きによる参観を実施していたが、参観希望者の利便性をより高めることを目的として、京都御所においては、平成28年7月26日から土日曜・祝日を含め一年を通して申込手續不要の公開を実施し、京都仙洞御所、桂離宮及び修学院離宮においては、同年8月10日から土日曜・祝日を含めた公開を行うとともに、事前申込みに加え、新たに現地で当日受付による参観を実施した。さらに、桂離宮では、平成30年11月1日から参観拡充^(註2)として参観回数を1日6回から24回に増やすとともに、訪日外国人観光客のために、新たに英語のツアー（24回のうち5回）を実施している。

註

- (1) 京都御所の一般公開は、昭和21年（1946）11月28日より晴天5日間に限って行ったのが最初となる。
 (2) 参観拡充に伴い、応益負担の観点から有料化（18歳以上一人1,000円）を開始した。

以上のような参観拡充に伴い、平成27年～令和元年までの参観者数の推移を表で示す。

御所・離宮の参観者数（人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
京都御所	368,384	543,620	716,530	633,710	718,742
京都仙洞御所	16,713	27,598	54,174	50,548	45,354
桂離宮	44,480	50,388	55,249	58,582	74,578
修学院離宮	37,653	40,186	47,677	42,619	39,122
合 計	467,230	661,762	873,630	785,459	877,796

「京都御所 宮廷文化の紹介」

京都御所に伝わる宮廷文化を紹介し、皇室への理解を一層深めていただく機会を設けるために、従来行っていた一般公開時の障壁画等の公開や、人形・調度品の展示並びに雅楽・蹴鞠などの催しを、平成29年11月以降、期間限定で「京都御所 宮廷文化の紹介」として開催している。

「京都御所 宮廷文化の紹介」開催実績（括弧内は外国人入園者数）

- ・平成29年秋11月1日～5日（5日間） 22,287人（4,758人）
- ・平成30年春4月4日～8日（5日間） 31,918人（10,834人）
- ・平成30年秋11月1日～5日（5日間） 23,058人（5,423人）

※平成31年春は、「天皇陛下御即位30年記念 京都御所特別公開」を実施。

期間 平成31年3月12日～21日（10日間） 46,521人（9,221人）

※令和元年秋は、御即位関連行事に伴い開催せず。